

# 国際租税協会日本支部規約

1975年10月25日施行  
2015年3月4日改正

## 第1章 総則

### 第1条（名称）

本会は、国際租税協会日本支部（the Japanese Branch of the International Fiscal Association）と称する。

### 第2条（目的）

本会は、財政に関する国際・比較法，なかんづく国際・比較租税法ならびに租税の財政的かつ経済的側面からの研究および振興を目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次のことを行なう。

（1）国際租税協会（International Fiscal Association）（以下「IFA」と称する）の日本支部として、次の項目につき、IFA本部と協力して、IFAの事業を援助促進する。

- イ．調査研究
- ロ．学会開催
- ハ．出版
- ニ．IFA会費徴収
- ホ．その他総会が適当と認めた事業

（2）国際・比較租税学に関し、次の事業を行なう。

- イ．研究会，講演会の開催
- ロ．出版物の発行
- ハ．会員相互間の連絡友好親睦
- ニ．内外の各種租税研究団体との連絡および協力
- ホ．その他総会が適当と認めた事業

### 第4条（事務所）

本会の事務所は、東京都におく。

## 第2章 会員

### 第5条（会員の種類）

本会の会員は次の2種類とする。

- （1）個人会員
- （2）法人会員

#### 第6条（個人会員の資格）

次の各号の一に該当する個人は、理事長の承認を得て、本会の会員となることができる。

- （1）国際・比較租税学に研究業績がある個人
- （2）国際・比較租税学の研究に寄与することができると思われる個人

#### 第7条（法人会員の資格）

次の各号の一に該当する法人は、理事長の承認を得て、本会の会員となることができる。

- （1）国際・比較租税学の研究を行なっている法人
- （2）国際・比較租税学の研究および振興に寄与することができると思われる法人

#### 第8条（入会）

会員となろうとする者は、理事長に所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に、申込者が第6条または第7条に定める資格を有することを証明する会員2名以上の推薦状を添付しなければならない。

#### 第9条（退会）

会員は、次の各号の一に該当する場合には退会するものとする。

- イ．IFAにおいて入会を認められなかったとき
- ロ．理事長が会員の書面による退会届を受領したとき
- ハ．会員が死亡または解散したとき
- ニ．総会が会員の退会を決議したとき
- ホ．会費を滞納し、理事長が退会したものとみなしたとき

### 第3章 総会

#### 第10条（総会の権限）

総会は、本会の最高議決機関として、その重要な運営事項について審議決定するものとする。

#### 第11条（総会の開催）

理事長は、毎年1回、通常総会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるとき、または総会員の10分の1以上の連名による請求があつたときは、臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の議事は、本規約に別段の定めがない限り、出席会員の過半数により決定する。

## 第4章 理事会および役員

### 第12条（理事会の権限）

理事会は、総会の決定に基づき、本会の運営を行なう。

### 第13条（理事会の構成）

理事会は、若干名の理事で構成する。

- 2 理事は、総会において選任する。
- 3 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第14条（役員）

本会の役員は理事長（Chairman）、総務担当理事（Secretary）、経理担当理事（Treasurer）とする。

- 2 理事は理事長、総務担当理事、経理担当理事をそれぞれ互選する。
- 3 理事長は、本会を代表し、本会の運営を統括する。この目的を達成するため、理事長は、運営委員会を設置することができる。

## 第5章 監事

### 第15条（監事の権限）

監事は、本会の運営の状況および会計を監査する。

### 第16条（監事の選任）

本会に3名以内の監事をおく。

- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 会計

### 第17条（会費）

会員は、総会の定めるところにより、会費を支払わなければならない。

### 第18条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終るものとする。

### 第19条（決算）

理事長は、毎会計年度の決算を、監事の監査報告とともに、総会に提出し、その承認を求めなければならない。

## 第7章 規約の改正および解散

### 第20条（規約の改正）

本規約は、総会において、出席会員の3分の2以上の同意によつて改正することができる。

### 第21条（解散）

本会は、総会員の3分の2以上の同意によつて、解散することができる。

### 附則

本規約は、本会の創立総会の日から施行する。

### 改正附則（2015年3月4日）

本規約は、本日から施行する。